

愛媛県立しまなみ高等学校大三島キャンパス

校舎機械警備委託業務 仕様書

1 委託業務の名称

愛媛県立しまなみ高等学校大三島キャンパス校舎機械警備業務委託

2 委託業務の場所

対象施設 愛媛県立しまなみ高等学校大三島キャンパス

所在地 今治市大三島町宮浦 5297 番地 2

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

4 委託業務

(1) 校舎内侵入異常の感知

(2) 火災異常感知

(3) 各種感知器(漏電、水槽他)による(2)以外の異常感知

(4) (1)から(3)の異常発生時の対応

(5) 最終警備切り替え時刻後において、設定が完了していない場合の機械警備切り替え設定処理(校内巡回確認及び・設定業務)

5 警備方法

施設内に感知センサー及び警報装置等を設置し、異常事態を感知した際に受託者の監視センターに自動通報する方式による機械警備とする。

(1) 設置する警報装置の機能

侵入者を早期かつ的確に感知する機能を有し、4の(2)及び(3)の設備異常を感知する機能を有すること。

(2) 異常情報受信の際の対応

基地局において本校への侵入等不法行為の発生やその他の異常を感知した場合は、25分以内に警備員が本校に急行し、本校建物の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。

ア 現場に応じた緊急措置

イ 本校教職員等関係先への通報・連絡(後刻、書面をもって報告)

ウ 必要に応じて警察、消防署への通報

エ その他本校の財産保護に必要な措置

(3) 警備範囲

異常発生箇所の速やかな特定を前提に、警備範囲を3ブロックの警備区域に分ける。

第1ブロック…本館及び特別教棟

第2ブロック…記念館

第3ブロック…体育教官室

6 警備機器設置等

- (1) 警備機器の設置場所は別紙「愛媛県立しまなみ高等学校大三島キャンパス 校舎配置図」のとおりとする。
- (2) 警備機器（ＩＣカード等含）は受託者の所有に属し、当該機器の維持管理及び保守点検に要する経費は受託者の負担とする。
- (3) 警備機器は、発生した異常を基地局へ自動的に通報するシステムとし、その回線加入や維持に要する経費は受託者の負担とする。
- (4) ５の(3)の各ブロックのセット及び解除を行うカードリーダーを設置し、カードリーダーの操作は非接触式ＩＣカード等によるものを設置する。
- (5) ＩＣカード等の枚数は職員数及び予備数５を加えた数とし、ＩＣカード等には個々の制限を設ける。
- (6) 第１ブロックにおいては本館玄関、第２ブロックにおいては事務室前、第３ブロックにおいては体育教官室出入口にキーボックス付きカードリーダーを設置する。
- (7) 警備状態確認操作盤は事務室前に設置する。
- (8) 威嚇用の警報ベル（又はブザー）で時間制御可能なものを設置する。
- (9) 警備機器設置に伴う付帯設備を設置する。
- (10) 正門は、門扉は閉めるが施錠はしないものとする。
- (11) 警備機器の取扱説明書を備える。

7 警備の対象時間

４の(2)及び(3)については24時間対応とする。その他の警備対象は警備の開始設定から解除までであり、基本時間は次のとおりとするが、運用については、協議する。

平日（学校開校日）は午後7時から翌朝午前8時15分までとする。

休日（非学校開校日）は終日とする。

また、事前の連絡がなく、21時30分を過ぎても全警備区域の開始設定が完了しない場合は、受託者が学校に確認の電話をする。なお、電話の対応がなく確認できない場合は、警備区域の点検確認を行う。

8 警備状況の報告

受託者は、月次報告、異常時報告など各種警備報告書を作成し、定時及び随時に委託者に報告しなければならない。また、委託者から要求があった場合は、その都度警備について報告しなければならない。

9 施設の鍵の貸与

- (1) 委託者は委託期間中においては、業務遂行上必要となる施設の鍵について受託者に貸与する。
- (2) 受託者は貸与された施設の鍵について、複製を行ってはならない。

10 その他

- (1) 機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。
- (2) 警備業務は、令和8年4月1日から開始すること。
- (3) 落札者は、落札決定日の翌日から令和8年3月31日までの間に、警備業務に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。
- (4) 警備機器が業務開始日に供用できない場合は、受託者の負担により、供用できるまでの間の警備対象時間に警備員を派遣するなど、機械警備と同

等の警備を行うこと。

- (5) 警備上付帯的に実施しなければならないものについては、この仕様書に記載していないものであっても必要に応じ実施すること。また、現在の警備機器の配置を参照したうえで、同等以上の運用が図れる機械警備を行うこと。